

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案)

改正案	現行
<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ-1 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ-1-10 申請書等を提出するに当たっての留意点 (略)</p> <p>(1)金融庁電子申請・届出システム</p> <p>金融商品取引業者等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融モニタリングシステム(以下「FIMOS」という。)を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</p> <p>(2)金融モニタリングシステム</p> <p>金商法第46条の3第1項に規定する事業報告書、同法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書、同法第47条の2に規定する事業報告書、同法第48条の2第1項に規定する事業報告書、同条第2項に基づく金商業等府令第188条第2号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書及び同法第63条の4第2項に規定する事業報告書及び同法第63条の12第2項(同法附則第3条の3第4項(同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。))において適用する場合を含む。)に規定する事業報告書については、原則として、FIMOSを利用して提出を求めることとする。</p> <p>Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>Ⅳ-3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)</p>	<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ-1 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ-1-10 申請書等を提出するに当たっての留意点 (略)</p> <p>(1)金融庁電子申請・届出システム</p> <p>金融商品取引業者等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム(以下「統合システム」という。)を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</p> <p>(2)金融庁業務支援統合システム</p> <p>金商法第46条の3第1項に規定する事業報告書、同法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書、同法第47条の2に規定する事業報告書、同法第48条の2第1項に規定する事業報告書、同条第2項に基づく金商業等府令第188条第2号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書及び同法第63条の4第2項に規定する事業報告書及び同法第63条の12第2項(同法附則第3条の3第4項(同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。))において適用する場合を含む。)に規定する事業報告書については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。</p> <p>Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>Ⅳ-3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)</p>

<p>IV-3-5 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-5-2 電子募集取扱業務の適切性</p> <p>電子募集取扱業務(第一種少額電子募集取扱業務(金商法第 29 条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。))に該当するもの又は金商法第 29 条の2第1項第6号に規定する有価証券について行うものに限る。)を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>IV-3-5-2-2 投資者保護のための情報提供</p> <p>電子募集取扱業務(金商法第 29 条の2第1項第6号に規定する有価証券について行うものに限る。)を行うときは、金商業等府令第 146 条の2第3項に規定する事項を、電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページ(当該業者が外部委託する場合を含む。IV-3-5及びV-2-4において同じ。)で投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>IV-3-5-4 第一種少額電子募集取扱業務の適切性</p> <p>第一種少額電子募集取扱業務のみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されているとこ</p>	<p>IV-3-5 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-5-2 電子募集取扱業務の適切性</p> <p>金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(金商法施行令第 15 条の4の2第1項に規定するものを除く。IV-3-5及びV-2-4において同じ。)について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>IV-3-5-2-2 投資者保護のための情報提供</p> <p>電子募集取扱業務を行うときは、金商業等府令第 146 条の2第3項に規定する事項を、電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページ(当該業者が外部委託する場合を含む。IV-3-5及びV-2-4において同じ。)で投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>IV-3-5-4 第一種少額電子募集取扱業務の適切性</p> <p>第一種少額電子募集取扱業務(金商法第 29 条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。)は、電子募</p>
--	---

る、その第一種少額電子募集取扱業務の適切性に関しては、IV-3-5-2及びIV-3-5-3のほか、以下の点に留意して検証することとする。

IV-3-5-4-1 勧誘・説明態勢

(1) 着眼点

第一種少額電子募集取扱業者(金商法第29条の4の2第8項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。)の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘(例えば、個別訪問による勧誘が該当する。)を行うことはできない。従って、第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第29条の4の2の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。

特に第一種少額電子募集取扱業者が音声の送受信による通話の方法により第一種少額電子募集取扱業務を行う場合には以下の点に留意する必要がある。

① 音声の送受信による通話の相手方が一の相手方(その代理人

集取扱業務のうち、有価証券(株券又は新株予約権証券(金融商品取引所に上場されていないもの)に限り、金商法施行令第15条の4の2第1項第4号及び第5号に掲げる有価証券を除く。)をいう。IV-3-5-4において同じ。)の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されたものである。第一種少額電子募集取扱業務の適切性に関しては、IV-3-5-2及びIV-3-5-3に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。

IV-3-5-4-1 勧誘・説明態勢

(1) 着眼点

第一種少額電子募集取扱業者(金商法第29条の4の2第8項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。)の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘(例えば、電話や個別訪問による勧誘が該当する。)を行うことはできない。従って、第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第29条の4の2の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。

を含み、当該相手方が法人である場合にあっては、その役員及び使用人を含む。)のみとなっているか。

② 音声の送受信による通話の方法によることそれ自体及び当該方法による説明の内容が相手方からの求めに応じたものとなっているか。

③ 音声の送受信による通話の方法による説明がウェブサイトで見覧に供し、又は電子メールで送信した情報に係る事項についての説明であるか。

④ 相手方との音声の送受信による通話の方法の適切性について、録音その他の方法により事後に検証できる態勢にあるか。

(2) (略)

IV-3-5-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点

(1) 基本的留意事項

第一種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券(第一種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。(2)及び(3)において同じ。)の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者(特定投資家を除く。IV-3-5-4-2において同じ。)が払い込む額が金商法施行令第15条の10の3各号に掲げる要件を満たさなくなることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

(2) (略)

IV-3-5-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点

(1) 基本的留意事項

第一種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券(第一種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。(2)及び(3)において同じ。)の発行価額の総額が1億円以上となること及び当該有価証券を取得する者(特定投資家を除く。(2)及び(3)において同じ。)が払い込む額が50万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

① 金商業等府令第 16 条の2第1項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか(発行している場合にはその具体的な発行価額)について、例えば計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。

② (略)

③ 募集又は私募に係る有価証券を取得する者が払い込む額が 50 万円を超える場合は、当該者の資産及び負債の状況並びに収入金額について、当該者から提供を受けた資料等により全体として合理的に見込まれる額を適切な方法により確認しているか。

(2) 第一種少額電子募集取扱業務に該当しなくなった場合の留意点

第一種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が金商法施行令第 15 条の 10 の3第1号の要件を満たさない場合又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が金商法施行令第 15 条の 10 の3第2号の要件を満たさない場合には、金商法第 29 条の4の2の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。

(3) 監督手法・対応

① 金商業等府令第 16 条の2第1項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に他の金融商品取引業者を通じて、又は金商法第2条第8項第7号に掲げる方法により当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか(発行している場合にはその具体的な発行価額)について、例えば計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。

② (略)

(新設)

(2) 第一種少額電子募集取扱業務に該当しなくなった場合の留意点

第一種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となる場合又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が50 万円を超える場合には、金商法第 29 条の4の2の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。

(3) 監督手法・対応

第一種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が金商法施行令第 15 条の 10 の3第1号の要件を満たさないこと又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が金商法施行令第 15 条の 10 の3第2号の要件を満たさないことが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第 56 条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第一種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

V. 監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業)

V-2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)

V-2-4 電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性

V-2-4-2 電子募集業務又は電子募集取扱業務の適切性

電子募集業務(金商法第 29 条の2第1項第6号に規定する有価証券について行うものに限る。)又は電子募集取扱業務(第二種少額電子募集取扱業務(金商法第 29 条の4の3第3項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。))に該当するもの又は金商法第 29 条の2第1項第6号に規定する有価証券について行うものに限る。)を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

第一種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となること又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が 50 万円を超えることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第 56 条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第一種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

V. 監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業)

V-2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)

V-2-4 電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性

V-2-4-2 電子募集業務又は電子募集取扱業務の適切性

金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(金商法施行令第 15 条の4の2第2項で定めるものを除く。)を行う場合には、当該行為は電子募集業務に該当する。

また、金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は

<p>V-2-4-2-3 投資者保護のための情報提供</p> <p>電子募集業務又は電子募集取扱業務(金商法第 29 条の2第1項第6号に規定する有価証券について行うものに限る。)を行うときは、金商業等府令第 146 条の2第3項に規定する事項を、電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページで投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>V-2-4-4 第二種少額電子募集取扱業務の適切性</p> <p>第二種少額電子募集取扱業務のみを行う金融商品取引業者について、第二種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されているところ、その第二種少額電子募集取扱業務の適切性については、V-2-4-2及びV-2-4-3のほか、以下の点に留意して検証することとする。</p>	<p><u>金融商品取引所に上場されていない有価証券について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。</u></p> <p>電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>V-2-4-2-3 投資者保護のための情報提供</p> <p>電子募集業務又は電子募集取扱業務を行うときは、金商業等府令第 146 条の2第3項に規定する事項を、電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページで投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>V-2-4-4 第二種少額電子募集取扱業務の適切性</p> <p>第二種少額電子募集取扱業務(金商法第 29 条の4の3第3項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。)は、電子募集取扱業務のうち、<u>有価証券(金商法第 29 条の4の3第3項に規定する有価証券をいう。V-2-4-4において同じ。)</u>の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第二種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されたものである。第二種少額電子募集取扱業務の適切性については、V-2</p>
--	--

V-2-4-4-1 勧誘・説明態勢

(1) 着眼点

第二種少額電子募集取扱業者(金商法第29条の4の3第2項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。)の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘(例えば、個別訪問による勧誘が該当する。)を行うことはできない。従って、第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第29条の4の3の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。

特に第二種少額電子募集取扱業者が音声の送受信による通話の方法により第二種少額電子募集取扱業務を行う場合には以下の点に留意する必要がある。

- ① 音声の送受信による通話の相手方が一の相手方(その代理人を含み、当該相手方が法人である場合にあっては、その役員及び使用人を含む。)のみとなっているか。
- ② 音声の送受信による通話の方法によることそれ自体及び当該方法による説明の内容が相手方からの求めに応じたものとなっているか。
- ③ 音声の送受信による通話の方法による説明がウェブサイトで閲

-4-2及びV-2-4-3に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。

V-2-4-4-1 勧誘・説明態勢

(1) 着眼点

第二種少額電子募集取扱業者(金商法第29条の4の3第2項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。)の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘(例えば、電話や個別訪問による勧誘が該当する。)を行うことはできない。従って、第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第29条の4の3の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。

覧に供し、又は電子メールで送信した情報に係る事項についての説明であるか。

④ 相手方との音声の送受信による通話の方法の適切性について、録音その他の方法により事後に検証できる態勢にあるか。

(2) (略)

V-2-4-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点

(1) 基本的留意事項

第二種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券(第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。(2)及び(3)において同じ。)の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者(特定投資家を除く。V-2-4-4-2において同じ。)が払い込む額が金商法施行令第15条の10の3各号に掲げる要件を満たさなくなることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

① 金商業等府令第16条の3第1項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか(発行している場合にはその具体的な発行価額)について、例えば計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前

(2) (略)

V-2-4-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点

(1) 基本的留意事項

第二種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券(第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。(2)及び(3)において同じ。)の発行価額の総額が1億円以上となること及び当該有価証券を取得する者(特定投資家を除く。(2)及び(3)において同じ。)が払い込む額が50万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

① 金商業等府令第16条の2第1項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に他の金融商品取引業者を通じて、又は金商法第2条第8項第7号に掲げる方法により当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか(発行している場合にはその具体的な発行価額)について、例えば計算書類等を確認す

<p>に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>募集又は私募に係る有価証券を取得する者が払い込む額が 50 万円を超える場合は、当該者の資産及び負債の状況並びに収入金額について、当該者から提供を受けた資料等により全体として合理的に見込まれる額を適切な方法により確認しているか。</u></p> <p>(2) 第二種少額電子募集取扱業務に該当しなくなった場合の留意点 第二種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が<u>金商法施行令第 15 条の 10 の3第1号の要件を満たさない</u>場合又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が<u>金商法施行令第 15 条の 10 の3第2号の要件を満たさない</u>場合には、金商法第 29 条の4の3の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。</p> <p>(3) 監督手法・対応 第二種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が<u>金商法施行令第 15 条の 10 の3第1号の要件を満たさない</u>こと又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が<u>金商法施行令第 15 条の 10 の3第2号の要件を満たさない</u>ことが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第 56 条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、第二種少額</p>	<p>るとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。</p> <p>② (略) (新設)</p> <p>(2) 第二種少額電子募集取扱業務に該当しなくなった場合の留意点 第二種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が<u>1億円以上となる</u>場合又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が <u>50 万円を超える</u>場合には、金商法第 29 条の4の3の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。</p> <p>(3) 監督手法・対応 第二種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が<u>1億円以上となる</u>こと又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が <u>50 万円を超える</u>ことが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第 56 条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、第二種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又</p>
--	--

電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。